

＜参考＞民間活用型地球温暖化対策下水道事業制度

1. 背景・目的

地球温暖化の顕在化や世界的な資源・エネルギー需給の逼迫が懸念されており、持続的発展を維持する視点から、循環型社会への転換が求められている。

都市活動から発生する下水は、豊富な資源・エネルギーを有しており、下水を処理することで発生する下水汚泥については、廃棄物として捉えるのではなく、バイオマスとして資源化・再利用することにより、地球温暖化防止等に貢献していく必要がある。

以上を踏まえ、下水汚泥等の資源化、流通、販売・利用を一体的に捉え、民間企業の有するノウハウを最大限活用することにより、下水汚泥等の資源・エネルギー利用を推進するものである。

2. 概要

下水道管理者が民間企業と一体となって行う下水汚泥等の循環利用に関する計画の策定に要する費用を補助対象とするとともに、同計画に基づき、民間事業者が整備する下記の下水汚泥等の資源化施設の建設費を補助対象（間接）とする。

- ① 資源化を前提とした下水汚泥等の処理施設（炭化炉など）
- ② 貯蔵施設などの関連施設（一定のCO₂削減効果が見込める場合に限り）

